

## 【 診療施設（動物病院）変更届について 】

《 H25.3作成 》

- 届出は診療施設の所在地を管轄する家畜保健衛生所へ提出して下さい
- 開設者は診療施設の届出事項\*を変更したときは、**変更後10日以内にその内容を届出なければいけません！（獣医療法第3条に規定）**  
**※届出事項**
  - 開設者住所(所在地)
  - 開設者氏名(名称) (開設者が代わった場合(個人←→法人、親→子)は廃止・新規届出)
  - 診療施設の名称 (管理者が代わる場合はエックス線装置概要書及びエックス線装置における放射線測定結果書が必)
  - 開設場所: 変更届出書による届出は必要ありませんが、**家畜保健衛生所へ連絡**をして下さい(住居表示変更の場合のみ)  
 注) 移転の場合は廃止・新規届出  
 建物内のフロアー移動、同一場所・敷地内での建替え、往診←→施設建設といった場合は廃止・新規届出
  - 構造設備 ・間取り(一部増改築の場合) 注) 全面改築や変更部分が大きい場合は廃止・新規届出  
 ・**エックス線装置**(エックス線診療従事獣医師、機種変更、定格出力変更、設置場所、追加(新規)設置、撤去)
  - 管理者 ○ 管理者の氏名 ○ 管理者の住所、勤務形態(兼務状況)
  - 診療獣医師(増、減) ○ 診療獣医師の氏名(婚姻、離婚等で氏名が変わった場合)
  - 診療業務の種類(主な診療対象が変わった場合。産業動物←→小動物、小動物←→その他、産業動物←→その他)
  - 定款(開設者が法人の場合)
  - その他: 開設届出時にお聞きした開設者、診療施設の電話番号、FAX番号等が変わった場合は、  
 変更届出書による届出は必要ありませんが、**変更内容について家畜保健衛生所へ連絡**して下さい

### □ 必要書類

チェック	必要書類	注 意！
□	診療施設変更届 (様式第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人の場合、届出者(＝開設者)は会社</li> <li>○ 法人の場合、印鑑はその法人の印を押印</li> </ul>

### ※ 変更事項別必要添付書類

#### 【 開設者住所(所在地)、氏名(名称) 】

チェック	必要書類	注 意！
□	個人 確認書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民票、戸籍抄本、保険証、運転免許証等 住所の変更が確認できるものの原本</li> <li>○ 獣医師の氏名の場合は書換え後の獣医師免許の原本 (免許証書換申請は変更から30日以内であり、交付には10日以上の日数がかかることから、書換交付後速やかに原本を提出して下さい。 なお、変更届出書には書換交付申請中であることを記載)</li> </ul>
	法人 確認書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定款、履歴事項全部証明 所在地の変更が確認できるものの原本</li> </ul>

#### 【 診療施設の名称 】

チェック	必要書類	注 意！
□	なし	* 診療施設変更届出(様式第2号)のみ提出

#### 【 構造設備 】

##### ・間取り

チェック	必要書類	注 意！
□	診療施設の平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ できる限り正確な図面(面積が計算できるもの)</li> <li>○ 劇毒薬、麻薬の保管場所も記入</li> </ul>

##### ・エックス線装置(エックス線診療従事獣医師、機種変更、定格出力変更、設置場所、追加(新規)設置)

チェック	必要書類	注 意！
□	エックス線装置概要書 (様式第1号の2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1～6の項目のうち該当する部分を記載し提出</li> <li>* エックス線診療従事獣医師が増えた場合は、該当獣医師の獣医師免許証(診療獣医師・エックス線診療従事獣医師の項参照)</li> </ul>
□	エックス線装置の位置を記入した診療所(室)の平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 機種変更、設置場所、追加(新規)設置の場合</li> <li>○ できる限り正確な図面</li> </ul>
□	エックス線装置を使用する部屋の遮へい物等の配置状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 機種変更、設置場所、追加(新規)設置の場合</li> <li>○ できる限り正確な図面</li> </ul>
□	エックス線装置における放射線測定結果書	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 機種変更、設置場所、追加(新規)設置の場合</li> <li>○ ファントムを用いた測定結果</li> <li>* 撤去の場合は<b>診療施設変更届(様式第2号)のみ</b></li> </ul>

## 【管理者】

チェック	必要書類	注意!
<input type="checkbox"/>	獣医師免許	○ 原本 * 従前から診療獣医師として届出がある獣医師の場合は必要なし

## 【管理者の氏名】

チェック	必要書類	注意!
<input type="checkbox"/>	獣医師免許	○ 書換交付後の原本 (獣医師免許証書換申請は変更から30日以内であり、交付には10日以上の日数がかかることから、書換交付後速やかに原本を提出して下さい。なお、変更届出書には書換交付申請中である旨を記載)

## 【管理者の住所、勤務体制】

チェック	必要書類	注意!
<input type="checkbox"/>	住所 確認書類	○ 住民票、戸籍抄本、保険証、運転免許証等住所の変更が確認できるものの原本
<input type="checkbox"/>	勤務体制 (兼務状況) 管理獣医師勤務体制確認書	○ 管理獣医師が他の診療施設の管理獣医師として届出し、その勤務体制を変更した場合(開設者住所(所在地)、氏名(名称)、押印が必要) * 他の診療施設においても変更届出が必要

## 【診療獣医師・エックス線診療従事獣医師】

チェック	必要書類	注意!
<input type="checkbox"/>	獣医師免許	* 獣医師が増えた場合(見習いであっても、診療業務を行う場合は要届出) ○ 獣医師免許証の原本
<input type="checkbox"/>	エックス線装置概要書 (様式第1号の2)	* 変更のあった獣医師がエックス線診療に従事する場合(獣医師が減った場合も、増えた場合も必要) ○ 4 その他の放射線障害の防止に関する予防措置の概要(フィルムバッチの数等に変更がある場合) ○ 5 エックス線診療に従事する獣医師の氏名及びエックス線診療に関する経歴(獣医師が減った場合も、その他の獣医師について氏名と経歴"従前通り"を記入)

## 【診療獣医師の氏名】

チェック	必要書類	注意!
<input type="checkbox"/>	獣医師免許	○ 書換交付後の原本 (獣医師免許証書換申請は変更から30日以内であり、交付には10日以上の日数がかかることから、書換交付後速やかに原本を提出して下さい。なお、変更届出書には書換交付申請中である旨を記載)

## 【診療業務の種類】

チェック	必要書類	注意!
<input type="checkbox"/>	なし	* 診療施設変更届出(様式第2号)のみ提出

## 【定款】

チェック	必要書類	注意!
<input type="checkbox"/>	定款	○ 開設者が法人の場合で、新たに改訂されたもの

※ 届出が10日を過ぎてしまった場合、**遅延理由書等の書類を別途提出する必要**が生じます  
そのような事態にならぬよう、届出は忘れずに!!

※ 構造設備の変更等の場合、受付、書類審査後に日程等を調整の上、**診療所立入審査**を行います

※ 不明な点がありましたら、事前に家畜保健衛生所にお問い合わせして下さい  
なお、各種様式等は福岡県中央家畜保健衛生所または福岡県庁のHPからもダウンロードできます

<お問い合わせ先>

〒812-0051  
福岡市東区箱崎ふ頭4-14-5  
福岡県中央家畜保健衛生所  
管理衛生課 獣医事担当 まで

TEL:092-633-2920  
FAX:092-633-2851

